



平成 28 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社シノケングループ  
代 表 者 名 代表取締役社長 篠原 英明  
(JASDAQ・コード 8909)  
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 霍川 順一  
(TEL 092-714-0040)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 23 日開催の取締役会において、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の第 26 回定時株主総会に、定款の一部変更について承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号、以下「改正法」という)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、責任限定契約の対象者を業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役に拡大する改正がなされました。これに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第 28 条第 2 項及び第 37 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、第 28 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 改正法の施行により項数に変更されたことに伴い、また実態に合わせて所要の変更を行うため、定款第 31 条第 3 項及び第 17 条第 2 項の一部を変更するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)  
(2) 定款変更の効力発生日 平成 28 年 3 月 29 日 (火曜日)

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、<u>定款に別段の定めがある場合を除き、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第18条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第18条～第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第29条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第30条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>4 (現行どおり)</p>
<p>第32条～第36条 (条文省略)</p>	<p>第32条～第36条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</p>
<p>第38条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第44条 (現行どおり)</p>

以上